

## 衆議院議員総選挙および

みんなで投票。みんなで参加。あなたの一票大切に。

投票日

12月14日(日) 7時～20時

27 投票所 (松ヶ瀬, 森広, 湯の峠, 福田の4投票所は, 18時まで)

■開票 21時30分～ 市民館体育ホール

選挙管理委員会事務局 (☎ 82-1183)

## ■期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定があつて投票に行くことができない人は、投票日より前でも期日前投票所で投票をすることができます。

期日前投票所	投票できる期間・時間	
	衆議院議員総選挙	最高裁判所裁判官国民審査
小野田期日前投票所 (市役所1階ロビー)	12月3日(水)～13日(土) 8:30～20:00	12月7日(日)～13日(土) 8:30～20:00
山陽期日前投票所 (仮設山陽総合事務所)	12月7日(日)～13日(土) 8:30～20:00	
埴生期日前投票所 (埴生支所)	12月8日(月)～12日(金) 8:30～17:00	

※山陽期日前投票所および厚狭西投票区投票所は、厚狭地区複合施設建設中のため、保健センターから仮設山陽総合事務所(大字鴨庄81番地6)に変更していますので、ご注意ください。

## ■投票することができる人

①～③の要件をすべて満たしている人は投票をすることができます。ただし、投票日当日に選挙権がない人は投票をすることができません。

①平成26年12月1日(登録基準日)現在、山陽小野田市に住所を有する人

②平成6年12月15日以前に生まれた日本国籍を有する人

③平成26年12月1日(登録基準日)現在で、3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人(他の市区町村から転入した人は、9月1日までに転入の届出を済ませている人)

※他の市区町村から転入した人で9月2日以降に転入の届出をした人は、山陽小野田市の選挙人名簿に登録されていないため、山陽小野田市で投票をすることができません。ただし、転入前に住んでいた市区町村の選挙人名簿に登録されている人で、転入から4か月を経過していない場合は、その市区町村で投票をすることができる場合がありますので、転入前の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## ■投票所入場券

12月2日(火)ごろから封書で同一世帯分の投票所入場券を郵送する予定です。入場券は1人1枚ですので、封書を開封し、中に入っている入場券の本人の部分を持ち離して投票所に持参してください。入場券を失くしたり、忘れてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票をすることができますので、投票所の受付でその旨を申し出てください。再発行の手続きをします。

※投票所入場券が届いても投票日当日に選挙権がない人は、投票をすることができません。

